

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

住之江区役所
ICT・企画担当課長

ポスター・チラシ等掲示承認通知書

令和 年 月 日付けをもって依頼のあったポスター・チラシ等の掲示について、次のとおり承認する。

記

1 内 容

()

2 掲示期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 条 件

- ・申請者は、その責任に帰すべき事由により、掲示物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による掲示物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、掲示物件を原状に復した場合は、この限りでない。
- ・このほか、申請者が本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
- ・本市は、災害、盗難、その他本市の責に帰すことのできない事由により、申請者の財産に損害が生じた場合、一切その責を負わないものとする。
- ・申請者が掲示物件を使用する際に用いた財産で、本市が所有する財産以外のものの設置又は管理に瑕疵があったために第三者の身体・財産に損害が生じた場合は、申請者がその損害を賠償するものとする。